

租税特別措置法施行令第40条の6第51項第4号の規定に基づく農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件（平成25年4月1日農林水産省告示第803号）の一部改正について

1 現行制度の概要

- (1) 贈与税及び相続税の納税猶予の適用を受ける農地等については、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）等に基づく事業による貸付け（特定貸付け）以外による貸付け等を行った場合、原則、納税猶予の期限が確定（又は一部確定）することとされている（租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下「租特法」という。）第70条の4第1項及び第70条の4の2並びに第70条の6第1項及び第70条の6の2）。
- (2) しかしながら、例外的に納税猶予適用者が政令で定める精神障害又は身体障害等により営農が困難となり、貸付けを行った場合には、納税猶予が打ち切られないこととされている（以下「営農困難時貸付け」という。租特法第70条の4第22項及び第70条の6第28項並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号。以下「租特令」という。）第40条の6第51項及び第40条の7第55項）。
- (3) この営農困難時貸付けの対象となる状態の一つとして、政令において農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを有するに至ったことにつき、市町村長又は特別区の区長の認定を受けていることが規定されており（租特令第40条の6第51項第4号）、これを受けて、平成25年4月1日農林水産省告示第803号（租税特別措置法施行令の規定に基づき、農林水産大臣が財務大臣と協議して定める農業に従事することを不可能にさせる故障）が定められている。
- (4) 本告示では、農業に従事することを不可能にさせる故障（障害の程度、事由）として、市町村長又は特別区の区長が認定する際の具体的な基準（営農困難時貸付けが行える基準）が定められており、両眼の視力が0.1以下のもの、平衡機能の著しい障害、上肢又は下肢の全部又は一部の喪失、一年以上の期間を要する入院、介護老人保健施設への入所などがその対象となる。

2 改正の内容

本告示で定められている農業に従事することができなくなる故障の事由について、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定されている「介護医療院」への入所を追加することが令和7年度税制改正の大綱において決定されたことから、本告示の二の（四）に当該事由を追加するもの。

3 施行期日

令和7年4月1日